

令和5年3月

大東市議会

定例会議会議案

提出

令和5年2月27日

も く じ

報告第	1号	市道上にて発生した事故に係る専決処分の報告について-----	1
議案第	2号	令和4年度大東市一般会計補正予算（第9次）について-----	別冊
議案第	3号	令和4年度大東市国民健康保険特別会計補正予算（第4次） について-----	別冊
議案第	4号	令和4年度大東市介護保険特別会計補正予算（第3次）につ いて-----	別冊
議案第	5号	令和4年度大東市後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第 3次）について-----	別冊
議案第	6号	令和4年度大東市水道事業会計補正予算（第3次）について-----	別冊
議案第	7号	令和4年度大東市下水道事業会計補正予算（第1次）につい て-----	別冊
議案第	8号	令和5年度大東市一般会計予算について-----	別冊
議案第	9号	令和5年度大東市国民健康保険特別会計予算について-----	別冊
議案第	10号	令和5年度大東市交通災害共済事業特別会計予算について-----	別冊
議案第	11号	令和5年度大東市火災共済事業特別会計予算について-----	別冊
議案第	12号	令和5年度大東市介護保険特別会計予算について-----	別冊
議案第	13号	令和5年度大東市後期高齢者医療保険特別会計予算について-----	別冊
議案第	14号	令和5年度大東市2駅周辺整備事業特別会計予算について-----	別冊
議案第	15号	令和5年度大東市移管市営住宅事業特別会計予算について-----	別冊
議案第	16号	令和5年度大東市水道事業会計予算について-----	別冊
議案第	17号	令和5年度大東市下水道事業会計予算について-----	別冊
議案第	18号	大東市教育委員会委員の任命について-----	2
議案第	19号	大東市人権行政基本方針の変更について-----	別冊
議案第	20号	大東市バリアフリー基本構想の変更について-----	別冊
議案第	21号	大東市消防団員の定員、任免、服務等に関する条例の一部を 改正する条例について-----	3
議案第	22号	大東市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例の一部を改正 する条例について-----	5

議案第 2 3 号	大東市特別職非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について-----	7
議案第 2 4 号	大東市重度障害者の医療費の助成に関する条例等の一部を改正する条例について-----	9
議案第 2 5 号	大東市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について-----	1 2
議案第 2 6 号	大東市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について-----	1 4
議案第 2 7 号	大東市国民健康保険条例の一部を改正する条例について-----	1 7
議案第 2 8 号	大東市手数料条例の一部を改正する条例について-----	2 2
議案第 2 9 号	大東市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について-----	2 5

議案第21号

大東市消防団員の定員、任免、服務等に関する条例の一部を改正する条例
について

大東市消防団員の定員、任免、服務等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり
制定する。

令和5年2月27日提出

大東市長 東 坂 浩 一

理 由

非常勤の消防団員に係る資格の喪失の要件を変更することに伴い、所要の改正を行うた
め。

大東市消防団員の定員、任免、服務等に関する条例の一部を改正する条例（案）

令和 年 月 日
条 例 第 号

大東市消防団員の定員、任免、服務等に関する条例（平成27年条例第2号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項に次のただし書を加える。

ただし、第2号に該当する場合のうち、同号に該当することとなった日以後においても団員としての活動に支障がないと団長が認めたときは、この限りでない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 22 号

大東市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例の一部を改正する条例について

大東市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 5 年 2 月 27 日提出

大東市長 東 坂 浩 一

理 由

粗大ごみの処理手数料について、証紙による収入の方法により徴収することに伴い、所要の改正を行うため。

大東市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例の一部を改正する条例（案）

令和 年 月 日
条 例 第 号

大東市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例（平成6年条例第3号）の一部を次のように改正する。

第24条第2項中「前項」を「前2項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 粗大ごみの処理手数料は、証紙による収入の方法により徴収する。

附 則

この条例は、令和5年7月1日から施行する。

議案第23号

大東市特別職非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

大東市特別職非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和5年2月27日提出

大東市長 東 坂 浩 一

理 由

大東市いじめ問題対策委員会及び大東市いじめ問題再調査委員会の委員の報酬の額を変更すること等に伴い、所要の改正を行うため。

大東市特別職非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（案）

令和 年 月 日
条例第 号

大東市特別職非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例（平成25年条例第32号）の一部を次のように改正する。

別表第2行政不服審査会委員の項の次に次のように加える。

大東市いじめ問題再調査委員会委員	時間額 9,500円
------------------	------------

別表第2学校運営協議会委員の項の次に次のように加える。

大東市いじめ問題対策委員会委員長	日額 8,500円 （いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第28条第1項に規定する重大事態（次項において「重大事態」という。）に係る調査を行う場合にあっては、時間額9,500円）
大東市いじめ問題対策委員会委員	日額 7,500円 （重大事態に係る調査を行う場合にあっては、時間額9,500円）

別表第3産業医の項の次に次のように加える。

大東市いじめ問題再調査委員会調査補助員	時間額 9,500円
大東市いじめ問題対策委員会調査補助員	時間額 9,500円

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

議案第24号

大東市重度障害者の医療費の助成に関する条例等の一部を改正する条例について

大東市重度障害者の医療費の助成に関する条例等の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和5年2月27日提出

大東市長 東 坂 浩 一

理 由

重度障害者、ひとり親家庭及び子どもに係る医療費助成の対象者として、生活保護が停止されている者を追加することに伴い、所要の改正を行うため。

大東市重度障害者の医療費の助成に関する条例等の一部を改正する条例（案）

令和 年 月 日
条 例 第 号

（大東市重度障害者の医療費の助成に関する条例の一部改正）

第1条 大東市重度障害者の医療費の助成に関する条例（昭和48年条例第44号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第1号中「被保護者」の次に「（その保護を停止されている者を除く。）」を加える。

（大東市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例の一部改正）

第2条 大東市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例（昭和55年条例第15号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第1号中「被保護者」の次に「（その保護を停止されている者を除く。）」を加える。

（大東市子どもの医療費の助成に関する条例の一部改正）

第3条 大東市子どもの医療費の助成に関する条例（平成5年条例第15号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項第1号中「者」の次に「（その保護を停止されている者を除く。）」を加える。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 第1条の規定による改正後の大東市重度障害者の医療費の助成に関する条例、第2条

の規定による改正後の大東市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例及び第3条の規定による改正後の大東市子どもの医療費の助成に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に行われる医療に係る医療費の助成について適用し、同日前に行われた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

議案第25号

大東市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

大東市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和5年2月27日提出

大東市長 東 坂 浩 一

理 由

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39号）の一部が改正されたことに伴い、所要の改正を行うため。

大東市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を
定める条例の一部を改正する条例（案）

令和 年 月 日
条 例 第 号

大東市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例
（平成26年条例第23号）の一部を次のように改正する。

第26条を次のように改める。

第26条 削除

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第26号

大東市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部
を改正する条例について

大東市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和5年2月27日提出

大東市長 東 坂 浩 一

理 由

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）の一部が改正され、令和5年4月1日から施行されること等に伴い、所要の改正を行うため。

大東市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部
を改正する条例（案）

令和 年 月 日
条 例 第 号

大東市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第24号）の一部を次のように改正する。

第8条の次に次の1条を加える。

（安全計画の策定等）

第8条の2 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の安全の確保を図るため、家庭的保育事業所等ごとに、当該家庭的保育事業所等の設備の安全点検、職員、利用乳幼児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた家庭的保育事業所等での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他家庭的保育事業所等における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 家庭的保育事業者等は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。

4 家庭的保育事業者等は、定期的安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

第11条中「場合は」を「ときは、その行う保育に支障がない場合に限り」に改め、同条ただし書を削る。

第14条を次のように改める。

第14条 削除

第15条第2項中「必要な措置を講ずる」を「、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施する」に改める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第14条の改正規定は、公布の日から施行する。

議案第27号

大東市国民健康保険条例の一部を改正する条例について

大東市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和5年2月27日提出

大東市長 東 坂 浩 一

理 由

令和5年度における国民健康保険の保険料率等の特例を定めること等に伴い、所要の改正を行うため。

大東市国民健康保険条例の一部を改正する条例（案）

令和 年 月 日
条例第 号

大東市国民健康保険条例（令和4年条例第18号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「408,000円」を「488,000円」に改める。

第38条第1項第2号中「285,000円」を「290,000円」に改め、同項第3号中「520,000円」を「535,000円」に改める。

附則中第10項を第22項とし、第9項を第21項とし、第8項の次に次の12項を加える。

（令和5年度における一般被保険者に係る基礎賦課額の保険料率の特例）

9 令和5年度における一般被保険者に係る基礎賦課額の保険料率は、第15条第1項の規定にかかわらず、次のとおりとする。

(1) 所得割 一般被保険者に係る基礎賦課総額の市長が告示する割合に相当する額を基礎控除後の総所得金額等（国民健康保険法施行令第29条の7第2項第4号ただし書に規定する場合にあっては、国民健康保険法施行規則（昭和33年厚生省令第53号）第32条の9に規定する方法により補正された後の金額とする。）の総額で除して得た割合

(2) 被保険者均等割 一般被保険者に係る基礎賦課総額の市長が告示する割合に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の2か年度の各年度における一般被保険者の数等を勘案して算定した数で除して得た額

(3) 世帯別平等割 次のアからウまでに掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該アからウまでに定める額

ア イ又はウに掲げる世帯以外の世帯 一般被保険者に係る基礎賦課総額の市長が告示する割合に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の2か年度の各年度における一般被保険者が属する世帯の数等を勘案して算定した数から特定同一世帯所属者（法第6条第8号に該当したことにより被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。

以下同じ。) と同一の世帯に属する一般被保険者の属する世帯であって同日の属する月 (以下「特定月」という。) 以後5年を経過する月までの間にあるもの (当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。以下「特定世帯」という。) の数に2分の1を乗じて得た数と特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する一般被保険者の属する世帯であって特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの (当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。以下「特定継続世帯」という。) の数に4分の1を乗じて得た数の合計数を控除した数で除して得た額

イ 特定世帯 アに定める額に2分の1を乗じて得た額

ウ 特定継続世帯 アに定める額に4分の3を乗じて得た額

(令和5年度における退職被保険者等に係る基礎賦課額の所得割額の算定の特例)

10 令和5年度分の保険料における第17条の規定の適用については、同条中「第15条」とあるのは「附則第9項」とする。

(令和5年度における退職被保険者等に係る基礎賦課額の均等割額の算定の特例)

11 令和5年度分の保険料における第18条の規定の適用については、同条中「第15条」とあるのは「附則第9項」とする。

(令和5年度における退職被保険者等に係る基礎賦課額の世帯別平等割額の算定の特例)

12 令和5年度分の保険料における第19条の規定の適用については、同条第1号中「第15条第1項第3号ア」とあるのは「附則第9項第3号ア」と、同条第2号中「第15条第1項第3号イ」とあるのは「附則第9項第3号イ」と、同条第3号中「第15条第1項第3号ウ」とあるのは「附則第9項第3号ウ」とする。

(令和5年度における基礎賦課限度額の特例)

13 令和5年度分の保険料における第20条の規定の適用については、同条中「各年度において法第82条の3第3項の規定による通知が行われた日において施行されていた」とあるのは「当該年度の保険料の賦課期日において施行されている」とする。

(令和5年度における一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の保険料率の特例)

14 令和5年度の一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の保険料率は、第24条第1項の規定にかかわらず、次のとおりとする。

(1) 所得割 一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額の市長が告示する割合に相当する額を一般被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等 (国民健康保険法施行令

第29条の7第3項第4号ただし書に規定する場合にあっては、国民健康保険法施行規則第32条の9の2に規定する方法により補正された後の金額とする。)の総額で除して得た割合

(2) 被保険者均等割 一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額の市長が告示する割合に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の2か年度の各年度における一般被保険者の数等を勘案して算定した数で除して得た額

(3) 世帯別平等割 次のアからウまでに掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該アからウまでに定める額

ア イ又はウに掲げる世帯以外の世帯 一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額の市長が告示する割合に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の2か年度の各年度における一般被保険者が属する世帯の数等を勘案して算定した数から特定世帯の数に2分の1を乗じて得た数と特定継続世帯の数に4分の1を乗じて得た数の合計数を控除した数で除して得た額

イ 特定世帯 アに定める額に2分の1を乗じて得た額

ウ 特定継続世帯 アに定める額に4分の3を乗じて得た額

(令和5年度における退職被保険者等に係る後期高齢者支援金等賦課額の所得割額の算定の特例)

15 令和5年度分の保険料における第26条の規定の適用については、同条中「第24条」とあるのは「附則第14項」とする。

(令和5年度における退職被保険者等に係る後期高齢者支援金等賦課額の均等割額の算定の特例)

16 令和5年度分の保険料における第27条の規定の適用については、同条中「第24条」とあるのは「附則第14項」とする。

(令和5年度における退職被保険者等に係る後期高齢者支援金等賦課額の世帯別平等割額の算定の特例)

17 令和5年度分の保険料における第28条の規定の適用については、同条第1号中「第24条第1項第3号ア」とあるのは「附則第14項第3号ア」と、同条第2号中「第24条第1項第3号イ」とあるのは「附則第14項第3号イ」と、同条第3号中「第24条第1項第3号ウ」とあるのは「附則第14項第3号ウ」とする。

(令和5年度における後期高齢者支援金等賦課限度額の特例)

18 令和5年度分の保険料における第29条の規定の適用については、同条中「各年度において法第82条の3第3項の規定による通知が行われた日において施行されていた」とあるのは「当該年度の保険料の賦課期日において施行されている」とする。

(令和5年度における介護納付金賦課額の保険料率の特例)

19 令和5年度の介護納付金賦課被保険者に係る介護納付金賦課額の保険料率については、第33条第1項の規定にかかわらず、次のとおりとする。

(1) 所得割 介護納付金賦課総額の市長が告示する割合に相当する額を介護納付金賦課被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等（国民健康保険法施行令第29条の7第4項第4号ただし書に規定する場合にあっては、国民健康保険法施行規則第32条の10に規定する方法により補正された後の金額とする。）の総額で除して得た割合

(2) 被保険者均等割 介護納付金賦課総額の市長が告示する割合に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の2か年度の各年度における介護納付金賦課被保険者の数等を勘案して算定した数で除して得た額

(3) 世帯別平等割 介護納付金賦課総額の市長が告示する割合に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の2か年度の各年度における介護納付金賦課被保険者が属する世帯の数等を勘案して算定した数で除して得た額

(令和5年度における介護納付金賦課限度額の特例)

20 令和5年度分の保険料における第34条の規定の適用については、同条中「各年度において法第82条の3第3項の規定による通知が行われた日において施行されていた」とあるのは「当該年度の保険料の賦課期日において施行されている」とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第6条第1項の規定は、この条例の施行の日以後の出産について適用し、同日前の出産については、なお従前の例による。

議案第 28 号

大東市手数料条例の一部を改正する条例について

大東市手数料条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 5 年 2 月 27 日提出

大東市長 東 坂 浩 一

理 由

租税特別措置法（昭和 32 年法律第 26 号）が改正されたこと等に伴い、所要の改正を行うため。

大東市手数料条例の一部を改正する条例（案）

令和 年 月 日
 条 例 第 号

大東市手数料条例（平成12年条例第4号）の一部を次のように改正する。

別表7の項中「、第63条第3項第5号イ」を「又は第63条第3項第5号イ」に改め、「又は第68条の69第3項第5号イ若しくは第7号イ」を削り、「、第63条第3項第6号」を「又は第63条第3項第6号」に改め、「又は第68条の69第3項第6号若しくは第7号ロ」を削り、同表17の項中「宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）」を「宅地造成等規制法の一部を改正する法律（令和4年法律第55号）附則第2条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる同項に規定する旧宅地造成工事規制区域の区域内における宅地造成に関する工事等の規制に係る同法による改正前の宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号。以下この項において「旧法」という。）」に、「宅地造成等規制法第8条第1項の」を「旧法第8条第1項の」に、「宅地造成等規制法第12条第1項」を「旧法第12条第1項」に、

「

宅地造成等規制法施行規則（昭和37年建設省令第3号）第30条の規定	宅地造成等規制法第2条第2号の規定に基づく宅地造成に関する工事でないことを証する書面のとき
に基づく書面の交付	宅地造成等規制法第8条第1項又は第12条第1項の規定に基づく許可を受けたことを証する書面のとき

を

」

「

旧法第2条第2号の規定に基づく宅地造成に関する工事でないことを証する書面の交付
旧法第8条第1項又は第12条第1項の規定に基づく許可を受けたことを証する書面の交付

に

」

改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表 17 の項の改正規定は、令和 5 年 5 月 26 日から施行する。

議案第29号

大東市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

大東市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和5年2月27日提出

大東市長 東 坂 浩 一

理 由

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第63号）の一部が改正され、令和5年4月1日から施行されることに伴い、所要の改正を行うため。

大東市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の
一部を改正する条例（案）

令和 年 月 日
条 例 第 号

大東市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年
条例第27号）の一部を次のように改正する。

第6条の次に次の1条を加える。

（安全計画の策定等）

第6条の2 事業者は、利用者の安全の確保を図るため、事業所ごとに、当該事業所の設
備の安全点検、職員、利用者等に対する事業所外での活動、取組等を含めた事業所での
生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他事業所
における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）
を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 事業者は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を
定期的実施しなければならない。

3 事業者は、利用者の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対
し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。

4 事業者は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うも
のとする。

第12条の次に次の1条を加える。

（業務継続計画の策定等）

第12条の2 事業者は、事業所ごとに、感染症や非常災害の発生時において、利用者
に対する支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を
図るための計画（以下この条において「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務
継続計画に従い必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 事業者は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓
練を定期的実施するよう努めなければならない。

3 事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うよう努めるものとする。

第13条第2項中「必要な措置を講じる」を「、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施する」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(安全計画の策定等に係る経過措置)

2 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、改正後の第6条の2の規定の適用については、同条第1項中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、同条第2項中「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、同条第3項中「周知しなければ」とあるのは「周知するよう努めなければ」とする。

印刷物番号

4 - 7 6